

Title	十八世紀フランスの分益制
Sub Title	The métayage and the eighteenth century France
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.4 (1962. 4) ,p.401(81)- 410(90)
JaLC DOI	10.14991/001.19620401-0081
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620401-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日要求ゼネスト——からうまれた。後者についてはエンゲルスの一八八六年六月三日付、ウイッシュェウエッキー夫人への書翰をみよ。Briefe und Auszüge aus Briefen von Joh. Ph. Becker, J. Dietzen, F. Engels, K. Marx u. A. an F. A. Sorge und Andere. 1921. SS. 224—6. 大月書店・エ選集、第一七巻、二四九—二五〇頁。

(35) J. F. Bray: A labor reformer for more than half a century, and yet filled with brightening hopes. Detroit Labor Leaf. Vol. II. No. 34. June 30, 1886. Bray Material. Vol. I. Item 5.

(40) 名々 G. D. H. Cole: op. cit., pp. 134-5. R. H. Harvey: Robert Owen: Social Idealist. 1949. p. 168. 参照。

(41) Prichard. p. 30.

(42) エンゲルスは一八八六年一月二十九日付、ゾルゲ宛書翰においてアメリカの労働運動がドイツのそれに比して約半世紀おくれいていると述べている。「アメリカの運動は、一八四八年いぜんのわが国のそれと同じ段階にある。ここでは、真のインテリゲンチヤ分子が、さしあたりその役割をはたすべきであらうが、それは、一八四八年前の共産主義者同盟が、労働者諸団体のあいだではたしたのとおなじ役割であ

る。」(Briefe und Auszüge aus Briefen. SS. 238—9. 大月書店・エ選集、第一七巻、二五二頁。) ところでアメリカの労働運動のたおくれ(英米の労働者状態の相異をもたらした事情については、きわめて浅薄ではあるが、E. E. Cummins: op. cit., pp. 13-16. 参照。)が、かつてイギリスであらわれたブレイの協同思想をしてもういちどアメリカでしかもそのままの形態であらわれしめたのではなからうか。だが協同思想の国際的運動の上でのあからさまな放棄宣言は、一八六四年第一インタナショナルの創立にさいして協同——資本と労働との調和の立場でかかれた Mazzini の創立宣言草案よりもむしろ、労働の階級連帯性を強調したマルクスの草案——彼はイギリスの労働者が資本家の援助なしに Rochdale の協同組織によってなしたことや、イギリスの議会が一八四七年の一〇時間法案を資本家の抗議に反対して制定するにさいしてなしたことをあげた。——がイギリスの労働組合員によって受諾されたさいにみられたといつてよからう。(S. Perlman: op. cit., p. 73. J. R. Commons: op. cit., Vol. II. p. 205. M. Hillquit: History of Socialism in the United States. 1903. p. 178.)

十八世紀フランスの分益制

渡 辺 國 廣

今日フランスでは一般に、メテリをポルドリと対比させ、ポルドリを一〇ヘクタール以下の小作地、メテリを一〇ヘクタール以上の小作地としている。規模によって区別する方法である。また今日では一般に、土地の所有者と耕作者の間で収穫物を配分する小作地をメテリと呼んでいる。この意味においてメテリは、耕作者が土地の所有者に対し貨幣で地代を支払う小作地ファームと対比される。地代形態による区別である。いわゆる分益制と小作制なるものの違いがそこから生じた。

以上のことから推し、今日厳密にメテリとは、面積が一〇ヘクタール以上で、収穫物を土地の所有者と耕作者の間で配分する小作地といわなければならない。しかし一般には、収穫物を土地の所有者と耕作者の間で配分する小作地であれば、その規模や作付の種類にかかわらず、メテリとして扱っている。現在フランスでは、かかる小作地としてのメテリが、地方により複雑な内容を示しながら、

十八世紀フランスの分益制

ほとんど全土にわたって散在し、とりわけ中部や西南部に集中的にみられ、場所によっては耕地の圧倒的部分がメテリで占められているという。近時それを廃止しようという強い要求があった。しかしメテリはフランスにおいて今になお存続し、増加の傾向すら示している。最近の調査の示すところによれば、一九四六年には耕地全体の一〇・五パーセントがメテリである。一九二六年にそれは一〇パーセントであった。

耕作者の収穫した生産物の一定部分によって土地の上級所有権に報いるというこの慣行は、ローマ法において早くから親しまれて来たところであった。しかし中世の全体を通じて、フランスの大部分の地方はそれを知らなかった。メテリとして貸付けられたのは葡萄畑か新開地が主であり、いわばその採用は若干の特殊な場合にに限られていた。フランスでメテリが穀物生産のための本格的な場として一般化したのは十六世紀以降で、貨幣収入に依存していた社会の諸層が危機のなかで自己を守るうとした努力の所産であった。とくに支配層に寄食する属僚の間でその努力は大きかった。現に彼ららば変動

期によく蓄財し、それを元手にメテリの所有者となった。いわば土地収奪の過程である。当時土地は依然として生活の最後の保証とみなされ、いきおい彼らの関心もまた土地に向わざるを得なかった。かくて農民が貢租負担者として自己の保有地を耕作するという体制は崩壊し、かわって土地は貸借関係のなかに組込まれることとなった。そしてこれを梃子に新しい社会秩序が形成された。通例この過程は、領主制の再編として理解されている。土地の収奪者はその賃貸者としての地位を、領主支配の枠組を再生することによって維持しようとしたのであった。従って小作地化といっても、領主支配の枠組内のことで、メテリもかかる小作地の一つとして出現したのであった。しかしこのメテリは、今日のそれと違い、単に収穫した生産物を土地の所有者と耕作者間で配分するというだけでは足りない。ローマ以来の慣行は、歴史の特殊な環境のなかで、特異な形態を要請されたのであった。その実態はどうか。また土地をメテリとして保持し、それをメテリとして貸付けるということが社会的にどういったことを結果したか。つまり所有関係の変化で社会関係がどう変化するかであった。

しかし以上の問題提起に答えることが可能になったのはようやく最近のことであった。フランス革命は農村ブルジョワジーが封建諸力に対決して起した革命であったといわれ、これらブルジョワジーが革命を戦うまでにいたった経過についてこれほど関心を集めた問題はなく、それに答うべく革命前夜のフランス農村がどんな状態にあったかを中心にフランス経済史で分析が進められて来たにもか

わらず、今日までのところ納得できる結論を得たとはいえない。その場合メテリを中心として展開したことが問題解明の一つの鍵となると思うが、メテリをめぐって個別の実証に従う研究がこれまでに皆無であり、フランス経済史におけるメテリの意義づけについては問題が多かった。一般に分益制は、小作制で現物支払が要求される場合と混同されていた。そしてこうした混同の上に立って、フランス農村の貧困の原因が、かかるメテリの広範な普及に求められていたというのが精々のところであった。この立場にはヤング以来かなりの支持者があった。例えばセーやブロック。これに対しては違った見方も出て来ている。^{***}しかしメテリについて今日そうした曖昧さは許されない。歴史の一定段階に於じた特殊性が指摘される必要があろう。

* Conseil Economique, Les diverse formes du mélayage, Paris, 1950, tome II, p. 7に所載の表に注意。

** 例えば Grand, R. L'Agriculture au Moyen Age, Paris, 1950を参照。

二

百年戦争の混乱に続く社会不安と、十六世紀に始まる貨幣の価値低下から、貨幣収入に生活の基礎を置く人々は非常な打撃を受けた。この時期までに領主の直営地はすでに解体している。領主は、それを他に賃貸し、地代取得者として定額の貨幣を受取っていた。従って貨幣の価値低下は領主にとって非常な打撃であった。地代取

入は三分の二に減じた。また、この時期には戦争が断続し、戦火を避けて離村する農民が続出した。こうしたなかで領主が地代取得者としての地位を維持しようと思えば、賃貸の条件を緩和するほかなく、事態は領主にとって不利であった。領主は賃借者を見出すべく、戦火の及ばなかった地方に入植者を求めたほどであった。無住地を整理して大経営に乗出すため必要な労働力を見出すことは困難であり、領主は不利を承知で地代に依存する体制に甘んずるほかなかったのである。加えて高物価。価格はほとんど二倍に騰貴した。こうしたなかで領主の多くは破産してしまつたという。

領主層の後退は明白であった。しかし、その崩壊は遠く革命を待たなければならなかった。通例それまでの時期は領主制の再編期として理解されている。具体的にそれがどう進められたか。重要なことは、小作地の増加という事態が、何よりも領主制の再編という過程で起つた事実であった。いわば領主制の再編は小作地の設定を軸として進められたのである。メテリも小作地として、かかる軸の一つとして出現したというほかにない。メテリ設定の本来の目的は、貨幣変動に対処して収入を維持することにあった。そのためには穀物倉の充満が先決である。かくしてメテリは、穀物生産のための本格的な場として現象し、地代として穀物の一定部分を収奪する機構として機能しなければならなかった。厳密に収穫は折半された。収奪を持続的なものとするためには、その耕作者を経営から容易に離脱せしめてはならない。この意味でメテリは、その経営を引受けたということと自立を可能ならしめる独立の小天地を形成していること

を要する。これより早く大家族は分解し、夫婦中心の小家族が形成された。そしてメテリは、これら小家族を単位に貸付けられた。従ってそれはもともと、これら家族の労働の再生産を可能とするような場ではなければならなかった。原則はそうである。しかし大家族が共同で一つのメテリの耕作を引受ける場合もあった。これらの家族は同族で、他所者は介在しなかった。通例は二家族の共同であった。メテリが同時に労働収奪の機構であったことは前言した。この二重の、しかし相反する目的を達すべく、メテリはいかなる内容を有することになったか。かかるメテリを一体どう規定すべきか。われわれのいうメテリとは何か。

これに答えるため何よりも参照すべきは、メテリの形成とほぼ同じ時代に作成された著作物であろう。同時代の著述であれば、メテリに関連して何らか記述があるのは当然である。それらは実際にメテリについていかなる記載をしているであろうか。メテリ検出のための規程がそこに見出されはしないか。そうした視点に立って問題を進めようとするれば、最近の研究のなかで整理された結果に頼るほかにない。メテリが何であるか。それを知るには直接のいろいろな手懸りというものがあろう。しかしわれわれの手許にはすべてない以上、こうした便法もやむを得ないことであった。

メテリは何よりも穀物生産のための本格的な場であり、従って耕地がその中核を形成していた。しかしそこで小麦が収穫されることはまれであった。大抵は黒麦か燕麦が栽培され、これらの収量の半分が賃貸料として召上げられていた。実際に収穫した穀物を文字通

り折半するというのであって、単に収穫物の一定部分によって報いるという曖昧さはない。後には収量の半分ということで、差出すべき賃貸料の額が契約のなかで明記されるようになった。しかし収量が年々変動し、天候の不順によって半減したこともしばしばであった事実を考えれば、かかる定額化により賃貸の条件はかえって苛酷になったとみたい。契約のこうした更新のなかで、賃借者の地位は低下し、労働収奪の機構としてのメテリの側面が強く打出されることとなった。そしてメテリの貸借契約で原型をとどめることはむしろまれな例に属した。定額の貨幣地代に転じた場合もあったが、十八世紀末の物価高に引上げられることを決して忘れなかった。またメテリには草地が付属している。ほかに未耕地や放牧地を含む。しばしば賃借者はそれらを菜園か果樹園に転換することを義務づけられていた。しかしメテリのなかでそれらがどれほどの割合を占めていたかは容易に断定し難い。それぞれの場合に依りて一定しなかったのではないか。

いってみればメテリとは、賃借料が穀物で取立てられる小作地で、それ以上の何ものでもなかった。われわれのいうメテリは、これまでのメテリと違い、何よりも穀物生産のための本格的な場であった。耕地がその中心を形成し、他はあくまでも付属物にはかならない。しかも単に収穫の一定部分によってこれを賃貸するというのではなかった。収穫は厳密に折半された。問題は賃貸の契約で収穫を折半することが何を意味するかであった。保有農民の場合、彼は自分の保有地で収穫したものを全部を生命維持のため充当できな

かったこというまでもない。種々な負担に應ずる義務があった。これらの控除分も総計すれば、収穫のほとんど半分に達していたといわれる。従って彼が保有農民たることを断念し、メテリの賃借者に転身したとしても、メテリで収穫の半分が召上げられるということであれば、彼の負担には何の変化もなかったわけである。土地が賃借関係のなかに組込まれた時、折半ということではこれまでの慣行が契約によって確認されたということではしかなかったのではないか。応ずべき負担に関する限り不変であった。従って収穫の折半ということであれば、メテリの出現を一気に農村の貧困化の原因に結びつけて考えることには深い反省を要しはしないか。

メテリで草地や未耕地を含むことが賃借者にはかなりの保証になったばかりではない。またメテリには住居が付属し、それを賃借して耕作する人々の保全に十分な配慮が払われていた。通例住居は一部屋か二部屋で、階下は納屋になっており、全体として非常に粗末なものであった。実際そのままでは住めたものではなく、大修理を要する状態にあったといっても過言ではない。修理はすべて居住者の責任であった。しかし諸負担の重圧の下で修理費を捻出することは現実には困難であり、住居はくずれたまま放置されていることが多かった。しかし屋根だけは急速に瓦ぶきに変わり、藁ぶきは少なくなっていた。住居に付属して牛小屋や乾草置場があった。しかしこれらはすべて藁ぶきで、かなり小規模なものである。住居の周辺には菜園があり、そこでは主に亜麻が栽培され、織物の原料に供されていた。

メテリの耕地ではこれまでの農法が維持され、休作により地力を回復しながら耕作が進められていた。耕地の周辺に未耕地があったということについてはすでに触れた。メテリはいわばこれらを一丸とする貸付地で、その周辺には垣がめぐらされ、他から完全に遮断されていた。地片は一つ一つ集積されたが、それを統合しようとする努力はメテリで成功したとみていい。地力の回復に必要な家畜は休作地とこれに続く未耕地で飼養できた。耕作と牧養の両立をメテリ内部の問題として解決することができ、他に依存する必要はなかった。農業経営の持続のため村落の共同規制に服するということがなかったのである。その意味でもメテリは独立の小天地にはかならなかった。耕地が生活を保証しなければ、牧養により自立のための不足を補充するという仕組みであった。しかし賃借者をメテリに定着させることは何よりも重要であった。実にそのための住居である。住居はメテリで高い意味を持っていた。メテリとは、あらゆる小作地のうちで、耕作に必要な建物が付属しているものすら極言されたほどであった。

しかしメテリでは耕地があくまでもその中核である。実にそこで収穫の半分が賃貸料として収奪されていた。しかしこれだけ差出した後で、メテリの耕地が賃借者に対し彼の労働の再生産に必要なだけを保証するというのでなければ、メテリ設定の本来の目的を支持なく達成することはできない。これと関連してメテリに含まれる耕地の規模ということが問題になって来る。穀物は依然として生活の最後の基礎であった。メテリで牧養が可能であったとはいえ、あ

くまでも生活の補足というにすぎない。問題は自立に要する収穫を得るためだけの耕地規模が必要であったかということである。

これと関連して真先に問わなければならないのは農民家族が日常の生活に必要な食物の量であった。これをどう見積るか。小麦を規準。普通いわれているところから従って、大人一人が一日に必要なパンを二ポンドから二ポンド半としよう。また大抵の農民の家庭が六人からなると考えよう。内訳は両親と子供三人、ほかに祖父または祖母。子供のうち二人は幼児とする。従って一日に必要なパンの量は一〇ポンドとみていい。このパンを獲得するためには年間一八キントルの小麦が必要である。次に問題はこの一八キントルの収穫に必要な耕地の規模いかんということであった。これと関連しては単位当り収量が問題である。フランスの最高の土地で産出量は一ヘクタールにつき九キントル。播種量の六倍の収穫。しかし不作時には半減して四キントル。従って家族の生計維持に必要な一八キントルを得るためには豊作時で二ヘクタール、不作時で四ヘクタール半の規模が必要である。しかし当時は三圃制。このため三年に一回の小麦収穫ということになる。従って常時一八キントルを確保し続けるため必要な耕地の規模はその三倍の六ヘクタール、最大限一三ヘクタール半ということであった。しかし収穫した全部を生命維持のため充当できないことは明白である。つねに半分は控除分として彼の手許から消える。従って必要量の二倍を収穫しなければならぬ。結局耕作者が経済的自立を達成するためには最小限一二ヘクタール、最大限二七

ヘクタールが必要であった。これだけの耕地のほか、メテリには草地や未耕地が付属している。従ってメテリはつねに二七ヘクタールを上廻る規模を持つはずであった。またメテリとしては一二ヘクタールを若干でも越える規模であればいい。二七ヘクタールを上廻るといふことは、いかなる条件の下であれそれがメテリとして満足に機能することを意味した。

現にメテリの規模は三〇ヘクタールから三五ヘクタールであった。メテリでこの種のものもっとも一般的であったといわれる。しかしもしメテリが地味貧相な地方に設定されれば、メテリとしての目的を果すためにも、面積はそれだけ大規模化せざるを得ない。最大規模のもの平均は八〇ヘクタール。しばしば一〇〇ヘクタールを越すものもあったという。従ってわれわれのいうメテリにとってその規模いかなるメテリの意義づけのため大した重要性を持たない。単にそれはメテリの位置する場所の地理的条件の指標というにすぎなかった。

メテリでは、労働収奪の機構として、賃貸料が現物で、しかもつねに生産物たる穀物で取立てられていた。従って単なる貸付地と違い、穀物生産のための本格的な場にはかならない。同時にそれは耕作者のための生活の場でもあった。メテリでは耕作者の保護のため万全の策が立てられていた。住居や耕作に必要な建物が付属するのは実にそのためであった。また草地や未耕地で牧養ができ、生活の不足を補充する仕組になっていた。目的の完全な達成のためメテリは、それが設置される場所の地味に応じて、それぞれ違った規模を

持つことになった。従ってわれわれのいうメテリは、面積によって規定することができない。経営の規模いかなるメテリを検出する規準とはならないのではないか。メテリでは耕作者の生活維持というのが絶対の条件であった。ポルドリは同じく貸付地であったが、かかる条件を満たす必要がない。一般にポルドリは四ヘクタールを越えなかった。ポルドリはその所有者にとって単に収入の不足を補填する手段としてしか考えられていなかった。従ってメテリとは本質的に違う。

かかるものとしてメテリは顕著に増加していった。おいおい市民もメテリの所有に重大な関心を向け始めた。メテリは急速に増加し、とりわけ西部で大きな場所を占めるようになった。例えばガティヌでは耕地の四分の三がメテリで占められ、その普及で他に類のない地方であった。メテリの大量の出現で、それを囲む垣の増加から、木立は目立って増した。ガティヌは特異な景観を呈するにいたった。十九世紀の初頭にそこを訪問した一人の旅行者はこの景観にどれほど驚いたことか。

* かかる事例のいくつかについては、Garaud, M. 'Le régime agraire et les paysans de Gâtine au XVIII^e siècle.' (Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest et des Musées de Poitiers, 2e Trimestre de 1954, p. 643-682) を参照。とくに p. 660-662 に詳しい。

** Garaud, M. op. cit. p. 644-650 を参照。また Merle, L. La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine de la fin

du Moyen Age à la Révolution, Paris, 1936, p. 99-102 参照。
*** Merle, L. op. cit., p. 202-203 参照。ガティヌにおけるメテリの展開がこの部分に要領よくまとめられている。

三

変化したのは単に景観だけではなかった。メテリの増加で、農村の諸層が社会秩序のなかで占める位置もまた大きく変化した。もとよりメテリでは耕作者が同時にその土地の所有者ではない。しかし誰もが一樣にメテリの耕作を引受けることができたわけではなかった。メテリの耕作を引受けることで自己の悲惨な境遇の改善をはかることができたのは、農村で特殊な少数層に限られていた。メテリの所有者は都市の生活者として、役畜や農具を持たない。従って耕作者としてメテリに移り住む者は、役畜や農具の所有者たることが望ましかった。現にメテリの耕作者は鋤を持っており、これを引くために必要な役畜を所有していた。しばしば彼は他に賃貸できるほど十分な役畜を持っていたといわれる。メテリには草地や未耕地が付属していたことを想起せよ。メテリの耕作者はメタイエと呼ばれたが、実に彼はラブルールの出にはかならなかった。この時期にラブルールの一部は土地を収奪された。しかし彼は依然として役畜を確保し続け、この役畜を梃子にメタイエに転身したのであった。素手ではメテリの耕作を引受けることができない。最初は事実そうであった。しかし契約の条件が苛酷化するなかで、これらメタイエは、耕作に必要な家畜すら手放さざるを得なくなった。メタイエの貧困

化とはこの過程の進行にはかならない。農村で無産者化が徹底していった。今やメテリは一変してその推進拠点とさえなった。かくてメテリ設定の当初の目的は完全に蹂躪されてしまった。しかしこれらメタイエと呼ばれるようになった人々に比較すれば、メテリの形成過程で保有地を追われ、メタイエとしてメテリにとどまることができなかった人々の境遇はもっと深刻であった。メタイエとなり得たのは少数で、圧倒的多数は土地を奪われ、結局のところ浮浪化する以外になかったのであった。

これに対し土地の収奪者は、十八世紀末までに、かなりの発展を示すことができた。属僚の出であれ市民の出であれ、財産の維持と強化のためもっと確実な方法を願う者は、下僕を雇傭し、直接経営に乗出した。地片の統合がそこでは完全に果されていた。いわゆるグランド・ファルムの出現である。彼はジャンティユムと呼ばれる、極度の繁栄を誇っていた。改良農法を真先に導入したのはこの層であった。しかし直接経営が一般的とはいえない。むしろ例外的な場合であった。* 注目すべきは、メテリ経営の複雑化につれ、メタイエとメテリ所有者の間に第三者が介在するようになり、無視し難い力を持つにいたったことであろう。彼はフェルミエ・ジエネラルと呼ばれた。すでにメタイエは真に無産者化し、役畜を他から仰いでいた。メテリ管理の複雑化とはこの事実にはかならない。そしてフェルミエ・ジエネラルの登場はこのことと無関係ではなかった。彼は自身で耕作しない。独立と自由を享受し、メタイエがメテリ所有者に対するとままたく別個の関係にあった。彼はメテリ所有者

に対する金融を引受けた。フランス革命による農業変革の過程で最大の恩恵を得たのはこの社会層といわれる。

メテリの所有者はもと在地せず、従って彼が所有するメテリを管理することには種々な困難がともなつた。このため最初からメタイエとの間には財産管理人が介在していた。管理人には村の公証人か高等法院の弁護人がなつた。彼らはこれによりメテリの所有者から一定の報酬を、所定の日に受取っていた。しかしおいおいメテリ所有者は、メテリを含め、彼が村に所有する財産を一括して管理する人物の必要を痛感するにいたつた。フェルミエ・ジェネラルがその仕事を担当した。メテリは無論のこと、メテリ所有者が村に所有する財産を一括して管理するという意味で、彼は単なるフェルミエと違い、フェルミエ・ジェネラルであつたのである。

すでに明瞭な如く、メテリ経営の展開の過程で、その耕作を引受けたメタイエは急速に無産者化していった。それと共にメテリ管理の複雑の度合は高まつた。従つて危険も増して来たわけである。メテリ所有者はこの負担を他に転嫁すべく、財産管理人の登場を願つた。しかしもはや単なる管理人では足りない。ここにフェルミエの出現となつたが、彼は単にメテリの管理を引受けることでは満足しない。メテリを引受けたことともなう危険を他で補填できるといふのでなければ、安心できなかつた。彼は同時に領主支配の特権を引受けることによつて、メタイエとの間を仲介することにより起る損害を軽減できると信じた。彼は急速にフェルミエ・ジェネラルとなつていった。十六世紀の一般的危機の段階で、蓄財できた層によ

つて土地は小作関係のなかに組込まれた。彼らは旧領主にかわつてみずから領主となることで、かかる小作関係の強化をはかつた。そして革命にいたるまで彼らは小作関係を主たる基盤に領主支配を強力に維持することができた。フェルミエ・ジェネラルはこうした領主支配と、かかる領主支配の成立の一つの強力な基礎たるメテリの直接耕作者の間に介在する存在であつたのである。

かかるものとして彼は一般に富裕を誇ることができた。若干の者は学位を取得し、また高等法院の弁護人と自称した。誰もが領主支配の機構のなかで役職の保持者となるべき機会を狙つていた。とりわけ公証人はその複雑な職務に比して収入が乏しく、フェルミエ・ジェネラルとなることで生活の必要を補填しようとしていた。従つてフェルミエ・ジェネラルになつた人々のなかでは圧倒的に公証人が多い。続いては商人や職人で、その動機は公証人と同じく、収入の補填にあつた。彼らは自分がその管理を引受けたメテリを、大抵の場合そこにおける収穫物の半分といふことで又貸ししていた。もはや穀物だけが折半されたわけではない。貸貸家畜もまた収奪の対象であつた。若干の場合メテリは定額の貨幣で貸貸されていた。しかし彼は一人の領主の財産を管理することで満足しない。同時に多くの領主の財産を管理し、また彼の計算において数人の所有者からメテリの管理を引受けることもあつた。その意味でも彼は単なるフェルミエと違う。フェルミエ・ジェネラルであつた。

とにかく彼は富裕を誇つていた。メテリにおける生産物の半分はつねに彼に歸した。天候の不順によつてその受取分が減少すること

があつても、彼が同時に管理を引受けている領主財産から相当の収入を挙げることができた。とりわけメタイエを運搬業務に使役できたことは彼にとって有益であつた。そして彼はそれらの収入の総計から貨幣で、所定の額を領主に差出せばよかつた。従つてメテリ所有者がフェルミエ・ジェネラルを介するようになった時、メテリはその所有者にとつて設定当初の意味を喪失してしまつていた。メテリの所有者はフェルミエ・ジェネラルを統治のための出先として、領主支配を再編した。もはやその所有者にとつて穀物倉の充満が目的ではない。むしろメテリは、フェルミエ・ジェネラルを領主支配の機構のなかに組込み、これによつて領主支配にもなう危険を彼に転嫁するための、いわば囀のような存在と化してしまつていたのであつた。

とにかく賃貸料は領主に対し貨幣で支払われていた。問題は、この所定の額を差出した後で、彼が依然として富裕を誇り得たかどうかであつた。現に彼は土地の購入者となることができた。このことは彼がフェルミエ・ジェネラルの仕事で相当の業績を挙げていることを示す。彼は何よりもメテリを購入した。漠然と土地を狙つていたわけではない。しかも注意すべきは、その際に上質のメテリを狙つていたということであつた。かくして土地は彼の手によつて、所領経営の一環としての貸借関係の枠組からはずされるにいたつた。貸借関係といつても、従来のそれは、所領経営のため領主がよぎなくされた姿勢でしかなかつた。今やそうした真只中に、フェルミエ・ジェネラルがこれとは別の新しい貸借関係を樹立するにいたつ

たのであつた。従つてそれはもと領主制に対決すべき運命にあつた。フェルミエ・ジェネラルの下で蓄積された富が土地に投下され、ここに新しい所有関係が成立するにいたつたのである。地主制形成の端緒はここにあつた。革命はかかる地主制がより大きな発展を遂げるために通過しなければならなかつた一つの段階といふほかないのではないか。公証人や法律家はフェルミエ・ジェネラルとなることで富を蓄積し、この富を梃子に地主にまで上昇した。しかしその過程で領主制を束縛と感してこれを排除しようとはかつた。彼らは革命を戦うことでそのことを達した。もはや彼らは領主の藩屏たるに甘んじない。彼らは農村ブルジョワジーとして革命を通じて封建諸力の庄倒に成功し、十九世紀の初頭に地主制の盛期をつくりあげたのであつた。

* この時期に出現した直接経営の位置づけについては、Lizerand,

G. Le régime rural de l'ancienne France, Paris 1942, chap. XIX 2

注意。

** 以上の議論を展開するに際しては、Garand, article précité, p. 504-505 に盛られた事例を参照した。

四

十七世紀にはいれば、領主は新しい存在として、これまでと違い、もはや在地していない。領主は封建的支配の前面から身を引いた。中小の領主は国王に対する軍務を果すべく、城塞に移つてしまつた。領地の差配は身内の者に任せられることになつた。しばしば

彼の妻がそれを引受けた。十七世紀の末近くになって、この傾向はいよいよ促進された。これまでと違い、領主で在地する者は非常な例外でしかなかった。むしろ土地を離れている場合が普通である。

領主は在地しない。かかる領主にとって貨幣経済の滲透は非常な打撃であった。そうしたなかで彼は自己の地位の維持をはからなければならなかった。領主は土地を貸借関係のなかに組込むことによってそれが達成できると信じた。領主制の変容はもはや明白である。領主は村を離れていた。にもかかわらず土地に対する権利を強力に保持し続け、さらにこの権利を行使することで土地を取得し、土地の賃貸者になった。そのことにより彼は土地との関係を一段と強固なものにしていった。土地をめぐる貸借関係は急速に普及した。メテリはこの過程の所産にほかならなかった。

十六世紀の封建危機が直接の原因となり、またその後の貨幣経済の進行のなかで、領主層の交替は明白である。新領主は同時に土地の賃貸者をも兼ねることによって自己の再生を考えていた。領主制の変容とはこの過程の進行にほかならない。従ってそれは所領経営

のため領主がよぎなくされた姿勢でしかなかった。領主はこの二重の機能を支障なく果すべく、その一切を第三者の肩にゆだねるにいたった。ここにフェルミエ・ジェネラルが登場する。所領経営の複雑化するなかで、彼は高度の法律的知識を要求された。従って公証人はフェルミエ・ジェネラルのほとんど唯一の有資格者であった。もともとフェルミエ・ジェネラルは領主の代理でしかなかった。しかし彼はおいおい経済的実力を蓄積できた。今や彼は領主の代理たるに甘んじない。彼はその蓄積を投じてメテリを取得するにいたった。彼は一途にメテリを狙い、これによって土地の賃貸者の地位にまで上昇した。しかし彼の土地所有には何の後継もない。その意味では、土地所有の後継に封建諸力を持っていた領主の場合と違う。土地所有でここに異質の二つのものが並存することになった。一方は純粹に所有関係である。他方は封建関係の維持のための手段としての土地所有であった。フランス革命はこの両者の角逐の場にほかならなかったのである。

東独における宗教改革と農民戦争の研究の現状

寺尾 誠

一九五二年にソ連の歴史学者スミリンによって「トーマス・ミュンツァーの国民的宗教改革と大農民戦争」が発表され、ドイツにおける宗教改革と農民戦争は市民革命としての歴史的評価をえたのであるが、その後これに関してはソ連歴史学界において一九五七、八年にこの評価をめぐる論争が展開された。ソ連におけるこのような動向に対し、当のドイツにおける研究は、どのような状態にあるのか、本稿は一九六〇年一月二日―二三日にかけて東ドイツのヴェニゲローデで開催されたドイツ歴史家協会中世史部会の討論を通じて、東独におけるこの問題の研究の現状を調べ、その目的とする。

な行為は宗教改革と農民戦争において頂点に達した。エンゲルスは「ドイツ農民戦争」(一八五〇)で、一五一七年から一五二五年に到るこれらの事件はドイツにおける初期市民革命としてとらえられることを示した。

この会議は第一テーマ「十四世紀の都市における人民運動」、第二テーマ「ドイツにおける初期市民革命」の二つのテーマで討論が行われたが、ここでは第二テーマに限定することとする。最初にこのテーマの問題提起者の発題を簡単に紹介しよう。

二、初期市民革命の時期区分。
(a) 階級闘争の上昇期(一四七六―一五一七) フス派の影響の下にニイクラスハウゼンのファイファーの一揆に始まり、ブントシュユー、アルメン・コンラッド等の一揆を経て宗教改革の開始に到る。
(b) 初期市民革命の頂点(一五一七―一五二五、六) ルターによるロマ教会への抗議開始から農民戦争の敗北に到る。
(c) 階級闘争の下降期(一五二六―一五三五) ツヴィングリ(スイス)やガイスマイヤー(ティロル)の没落を経て一五三五年のミュンスターにおける再洗礼派の籠城事件に到る。

A スタインメッツの問題提起

一、ドイツにおける上昇しつつあるブルジョアジーの最初の偉大

三、一五三五年―一五五五年の間に諸侯の宗教改革の最終的勝利が確定する。社会革命の敗北後の最も重要な抗争は、諸侯と王の間